

換地処分に伴う従前地分筆受付終了について

使用収益後の土地につきまして、必要に応じて従前地分筆の受付を行っていましたが、換地処分作業開始に伴い、**受付を平成29年2月28日(火)をもちまして停止いたします。**また、受付を行ってしましても、平成29年3月31日までに登記が完了しない場合は換地処分に反映されなくなりますので、分筆の予定がある地権者様はお早めに申し込みいただきますようお願いいたします。

なお、平成28年12月28日(水)以前の受付分につきましては、換地処分後の土地は新地番となりますが、それ以降につきましては換地処分後も枝番がつく形になりますので、ご注意ください。

(ご不明な点につきましては当組合までご相談ください)